（局等組織）

第八十七条の六　法第六十五条の三第二項第二号に規定する政令で定める部局又は機関は、次に掲げるものとする。

一　統合幕僚監部
二　陸上幕僚監部
三　海上幕僚監部
四　航空幕僚監部
五　統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関
六　情報本部
七　技術研究本部
八　装備施設本部
九　防衛監察本部
十　地方防衛局

（意思決定の権限を実質的に有しない官職又は階級）

第八十七条の七　法第六十五条の三第二項第二号に規定する政令で定める官職又は階級は、自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）第二条第二項各号に掲げる隊員以外の隊員が任命されている官職又は階級とする。

（在職中の求職により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第八十七条の八　法第六十五条の三第二項第五号に規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合とする。

一　法第六十五条の三第二項第五号の承認（以下「求職の承認」という。）の申請をした隊員が当該申請に係る利害関係企業等（法第六十五条の三第一項に規定する利害関係企業等をいう。以下同じ。）との間で職務として携わる第八十七条の五各号に掲げる事務について、それぞれ隊員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該隊員の裁量の余地が少ないと認められる場合

二　利害関係企業等が求職の承認の申請をした隊員の有する高度の専門的な知識経験を必要とする当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを当該隊員に依頼している場合において、当該隊員が当該地位に就こうとする場合（当該利害関係企業等が当該隊員と特に密接な利害関係にある場合として防衛省令で定める場合を除く。）

三　隊員が利害関係企業等を経営する親族からの要請に応じ、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就く場合（当該利害関係企業等が当該隊員と特に密接な利害関係にある場合として防衛省令で定める場合を除く。）

2　隊員は、前項各号のいずれかの場合に該当したことを理由として求職の承認を得た後、当該場合に該当しなくなった場合は、直ちに、若年定年等隊員（法第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員をいう。以下同じ。）にあつては求職の承認をした防衛大臣に、一般定年等隊員（法第六十五条の三第二項第四号に規定する一般定年等隊員をいう。以下同じ。）にあつては求職の承認をした再就職等監視委員会（求職の承認の権限が、第八十七条の十二の規定により、再就職等監察官に委任されている場合にあつては、再就職等監察官。次条において同じ。）に対し、その旨を通知しなければならない。

（在職中の求職の承認の手続）

第八十七条の九　求職の承認を得ようとする隊員は、若年定年等隊員にあつては、防衛省令で定めるところにより、防衛省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に防衛省令で定めるところにより、内閣官房令・防衛省令で定める書類を添付して、これを防衛大臣に、一般定年等隊員にあつては、内閣官房令・防衛省令で定めるところにより、内閣官房令・防衛省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣官房令・防衛省令で定める書類を添付して、これを再就職等監視委員会に提出しなければならない。

一　氏名
二　生年月日
三　官職又は階級
四　当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等の名称
五　当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等の業務内容
六　職務と当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等との関係
七　その他参考となるべき事項

（求職の承認の附帯条件）

第八十七条の十　防衛大臣は、若年定年等隊員の求職の承認の申請があつた場合において、公務の公正性を確保するために必要があると認めるときは、防衛人事審議会の意見を聴いて、当該求職の承認に際し必要な条件を付することができる。

2　防衛大臣は、前項の規定による条件に違反したときは、防衛人事審議会の意見を聴いて、若年定年等隊員の求職の承認を取り消すことができる。

3　職員の退職管理に関する政令第十条の規定は、一般定年等隊員に対する求職の承認について準用する。

（法第六十五条の三第三項の政令で定める審議会等）

第八十七条の十一　法第六十五条の三第三項に規定する政令で定める審議会等は、防衛人事審議会とする。

（一般定年等隊員に係る求職の承認の権限の委任）

第八十七条の十二　再就職等監視委員会は、法第六十五条の三第六項において準用する国家公務員法第百六条の三第三項の規定により委任された承認の権限のうち、法第六十五条の四第三項に規定する職に就いたことのない隊員に対するものを再就職等監察官に委任することができる。

（在職していた局等組織に属する隊員に類する者）

第八十七条の十三　法第六十五条の四第一項に規定する政令で定める者は、防衛事務次官及び防衛審議官のほか、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

一　再就職者（法第六十五条の四第一項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前五年間に在職していた局等組織（法第六十五条の三第二項第二号に規定する局等組織をいう。以下同じ。）が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項前段に規定する総括整理する職をいう。以下同じ。）が置かれている場合　当該官房総括整理職（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている隊員

二　再就職者が離職前五年間に官房総括整理職に就いていた場合　当該再就職者が当該官房総括整理職に就いていた時に総括整理していた事務を所掌する局等組織（当該再就職者が当該官房総括整理職に就いていた時に在職していた局等組織を除く。）に属する隊員

三　再就職者が離職前五年間に就いていた職が廃止された場合　当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している隊員が属する局等組織（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた局等組織を除く。）に属する隊員又は当該局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職に就いている隊員（部長又は課長の職に準ずる職）

第八十七条の十四　法第六十五条の四第二項に規定する政令で定める職は、国家行政組織法第二十一条第三項に規定する次長並びに同条第四項及び第五項に規定する職とする。

（部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員に類する者）

第八十七条の十五　法第六十五条の四第二項に規定する政令で定める者は、防衛事務次官及び防衛審議官のほか、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

一　再就職者が離職した日の五年前の日より前に防衛省の内部部局に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又は前条に規定する職（第三号において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職が置かれている場合　当該官房総括整理職（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている隊員